

令和7年9月1日

学校開放施設を優先して利用できる文化芸術団体の認定手続き

1 趣旨

文化系部活動の地域展開に向けて、子ども達の活動場所を確保する必要があることから、学校開放施設に関する教育委員会規則により一定の条件を満たした特別教室等も開放施設に含めています。

この認定手続きは、子ども達の活動を担う文化芸術団体等に対し、学校長が一定の条件を満たした特別教室等を活動場所として優先的に利用することを認めるにあたり、市民の皆様から広くコンセンサスを得るために、一定の基準を満たした団体等について市が認定するものです。

2 対象

長野市内で 15歳以下(申請年度末時点)の子どもを主な対象とした文化芸術活動を実施する団体

3 認定申請方法

「ながの電子申請サービス」にて必要書類を添付して認定申請を行います。

4 必要書類

- ① 長野市子どもを対象に活動する文化芸術団体等認定申請書(様式1号)
- ② 規約
- ③ 構成役員・指導者名簿
- ④ 参加者名簿(居住地区名、在籍する学校名の記載のあるもの)
※番地等住所が特定できる記載は不要
- ⑤ 収支決算書及び予算書
- ⑥ 活動計画書
※年間の活動計画(活動場所や活動期間・回数・活動一回当たりの時間等)

5 認定申請時期

随時、受付可能です。

※なお、認定申請に必要な書類は各々、申請日以降、年度内(3月31日)までの内容を記載してください。

6 有効期間

認定を受けた日から同年度の3月 31 日まで

翌年度(4月1日)以降、引き続き認定を受ける場合には、再度、認定申請(新規)を行ってください(「4 必要書類」②、③については変更がある場合に提出)。

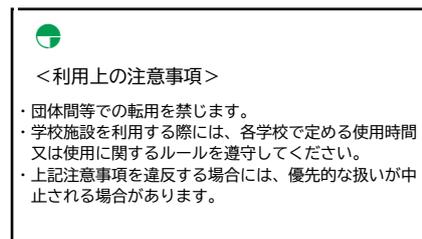
7 認定証の発行

認定証

【見本 表】



【見本 裏】



※認定証は、PDF で認定団体等に電子メールで送信します。

8 認定の手続きの流れ

- ① 認定を希望する団体が長野市長宛に認定申請(ながの電子申請サービス)
- ② 文化芸術課にて審査
- ③ 審査結果の通知(電子メール)
※認定証の交付等(申請受理後2週間を目途に通知)
- ④ 長野市ホームページに認定団体の掲載

9 認定基準

① 代表者

★18歳以上で市内に居住・在勤又は在学する方(高校生は除く)

※必ずしも規約で示される団体長である必要はありませんが、トラブルや緊急の事態等が生じた際に責任を持って対応できる方を代表者としてください。

② 参加者

★市内に住所又は通学する学校がある 15 歳以下(申請年度末時点)の子どもが、概ね半数以上含まれていること

③ 運営基準

★規約を策定し、責任の所在や会計処理の方法、総会又は保護者会の開催等が明記されていること

★15 歳以下(申請年度末時点)の子どもを対象とした文化芸術活動が行われ、教育的意義を有すること

★営利目的の活動や、特定の宗教的活動、政治的活動は行わないこと

- ★指導員は研修会に参加すること(市又は県による研修会等)
- ★参加者、指導員ともに傷害保険及び賠償責任保険に加入すること
- ★活動日、活動時間等は、長野県教育委員会が定める『長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針』の「活動基準(適切な休養日と活動時間等)」を原則とすること
ただし、活動は多様な態様があり得ることから休養日等の設定については趣旨を逸脱しないこと
 - ア)活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度
 - イ)平日週1日、および土日のいずれかを休養日に設定大会参加や強化練習会等を連続した休日に実施した場合、他の休日を休養日に振り替えること

10 認定の取下げ

認定を受けた団体等が、活動の中止、解散又は改変等により、認定を取り下げる場合は、長野市長宛に「長野市子どもを対象に活動する文化芸術団体等認定取下げ申請書」(様式2号)により届け出てください。

11 認定の取消

長野市長は、次のいずれかに該当すると認められた場合には、団体等の認定を取り消すことができます。

- ア)虚偽その他不正な手段により認定証の交付を受けたとき
- イ)認定登録者として不相当と認められたとき

12 問い合わせ先

長野市文化芸術課
電話:026-224-7504
FAX:026-224-7351
E-mail:geijutsu@city.nagano.lg.jp

以上